

Title	英国中世の政治権力と社会組織
Sub Title	
Author	槇, 智雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.4 (1924. 4) ,p.467(1)- 500(36)
JaLC DOI	10.14991/001.19240401-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240401-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240401-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮内省御用達

東洋軒主 伊藤耕之進

電話高輪

特長 二八七〇  
二八七二

○生命保險會社協會地下室

東洋軒支店 丸の内 一六二三

三田學會雜誌 第十八卷 第四號

論 說

英國中世の政治權力と社會組織

槇 智 雄

「主權なき自由は無政府主義者の妄想にして自由なき主權は專君の目指す處である。主權も自由も互に他を缺きては全きを得ぬ。而して中世紀英國の無秩序は實に此國家的主權の缺陷に歸すべきである。」(註二)中世紀に於ける自由とは封建諸侯の中央政府に獨立的な特權を指し教會亦絶へず自由を要求し都市亦之

十八卷 (四六七)

論

說

英國中世の政治權力と社會組織

第四號

一

を有するのである。されば幾多の争鬪、騒亂を通じて要求せられたる自由は一般の自由にあらずして都市或は封建諸侯僧官教會の如き階級或は團體の自由を意味する。農民反亂の如き其矛は主として封建及教會の領主に向けられた。蓋し多數民衆の苦惱の原因は彼等の權力にあつたが故である。又王に對する反抗は大旨封建諸侯及教會僧官の企てたものである。何となれば彼等の自由の脅さるゝや王に依りしを以てある。斯くて自由とは封建諸侯教會又は都市の利益或は特權の擁護である。

王權の擴張幾多の中央集權的施設にも拘らず王の大權 (Prerogativa regis) なる觀念は未だ純然たる封建的説明の範圍外に出づるを得ず、封建法的解釋に従へば王の公法的資格は其私法的のものより截然と區別せらるゝ事がなかつた。(註二)支配權も所有權も等しく Dominium であり、官職と私有財産又は租税と地代とを區分し得ざりし如く、政府の權力も或は其裁判權も同じく Dominium で即ち所有し得べき財産であつた。王も領主も等しく Dominium を有し共に其土地保有者及從者に對し支配權を行使した。王の國民に及ぼす大權も畢竟他の領主の如く其土地保

有關係に出發するものにして、唯王は一封建制度の最高の領主と認めらるゝに過ぎない。王の大權に關する解釋斯の如し。「主權者とは社會の大部より常習的な服従を受け他に服せざるものを云ふ」とのオースチンの主權は中世紀に存在せずと云ふも故なきではない。(註三) 即ち教會又は都市の如き團體、封建諸侯、僧官、商人の如き階級が各個の「自由」(Liberitas) の名の下に自治權乃至宗主權を有し、從て其權力は分散す。是等政治權力の分散は同時に當時の社會團體構成の特長と密接なる關係を有す。communitas communitatum は實に中世英國社會の組織にして imperium in imperio は實に其政治組織の特長である。「中世紀に於て最高權力に依て統合せらるゝ國家は存在せず。國家と稱せらるゝものは財産權と主權が互に融合する漫然たる結合體に過ぎぬ」(註四) 吾人は更に此「自由」に就て記せねばならぬ。蓋し「自由」は當時の政治權力と社會組織を那邊に求めざるべからざるやを指示するを以てある。

註一 A. F. Pollard, Evolution of Parliament, 218.

註二 Pollard and Matland, History of English Law, I, 230-231.

會の根本なる封建制度説明上の最重要點にして該制度の根本なる封建契約亦之によつて解釋せらる。封建契約は單に公的義務を私的義務となせのみならず領土の側より見れば之を一の財産權と變化せしめしものである。G. B. Adams, *Origin of the English Constitution*. 206.

註三 F. W. Maitland, *Constitutional History of England*. 101-102. オースチンの主權の定義は「*obedience from the bulk of a given society, that determinate superior is sovereign in that society, and the society is a society political and independent*」Jehro Brown, *Austrian Theory of Law*. 97. J. Austin, *Jurisprudence*. Lecture vi.

註四 J. N. Figgis, *Studies of Political Thought from Gerson to Grocius*. 17.

## II

斯くの如く中世紀に於てオースチンの主權論は成立し得なかつた。然しそは個々の王國に就てのみにして、之を教會に見る時所謂 *plenitudo potestatis* は教會至上主義者にとり完全なる主權であつた。(註二) 此論の出發する處は中世政治觀念の根本とすべき全社會を抱擁する世界統一の思想である。「凡ての多岐多様は單一に發し單一に還る。宇宙構成の第一原則は統一にして絶對唯一の神は凡ての上を超越し、凡ての存在の唯一の到着點をなす。統一は凡ての根幹なれば人類社會

の存在亦此外に出づるを得ぬ」。(註二) 之を外界に體現しては世界教會 (*ecclesia universalis*) となる。故に教會至上主義者の目には俗世的なる君公の政府の如きは此地上に於ける神の名代たる法皇への服従の攝理を無視する無政府的權力である。(註三) ヒルデブランド即ち後の法皇グレゴリ七世の所言は此組織を高調したものである。曰く「人類の誇は王の權力を造り、神の恵は僧の權力を造れり。法皇は皇帝の上において神聖侵すべからざると共に其下に成立する教會は誤つ事なし。法皇への抵抗は神に抗するものである」。(註四)

茲に於てか法皇の統帥する教會は古代羅馬帝國の傳統を享け、其奉ずる處は絶對無制限の君主々義であり、民族的集團を無視し、代議の制を退けて啓示に依頼し、法皇の布令は即ち法であつた。租税は民に諮る事なくして之を課し、絶對無過失を標榜する教會裁判は民衆の參與を度外視せるは無論である。斯る主義主張を有する教會が不完全ながらも民族的自覺の下に集合する所に臨む時、幾多の抗争を惹起すべきは當然に過ぎない。(註五) 其適例はノルマン征服後に於ける英國である。教會と俗世權は相對立して抗争した。

ウヰリアム一世は彼の國土に對する羅馬の支配權は勿論、法皇に遵服を要求せられたる時之を斷乎として退けた。(註六) 此後の絶へざる抗爭は主として僧官任命權と裁判權に關してであつた。任命に就てはウヰリアム二世は早くもアンセルムと争ひ、更に二世紀の後著名なる一三五一年の Statute of Provisors が制定せられた。ジョン王が大司教任命に法皇と争ひ一敗地に塗れてより凡ての任命は専ら羅馬に依つてなされ、司教の職は多く外人之を保ち剩へ其多くは不在者の占むる處であつた。同法規は實に當時の反羅馬的氣運を後援として大膽なる打撃を此點に加へんとしたのである。(註七) 裁判權に關する兩者の反目は更に甚しかつた。教會は教會法(Canon Law)に依り王は「古來の慣習」により互に其主張を固守した。ヘンリ二世は犯罪僧侶が教會裁判所に於て罰せらるゝ時王の裁判所は何等所罰權を之に行使し得ざるを不當とし、一一六四年 Constitution of Clarendon を制定した。之は端なくも既に起れるベケットとの争を更に激成し、遂には一度之を放棄するの已むなきに至つたが一の妥協點を發見して教會裁判權に制限を加へた。(註八) 又 Statute of Provisors に後る三年にして Statute of Praemunire が設けられ王の當然なるべき裁判

權を確定した。凡て是等は反羅馬的態度が如何に立法に現出せるやを説明す。然れども吾人は之を以て宗教は凡て國家の形成物なりとする後年の Erastianism の思想なりとなすを得ない。(註九)

羅馬は教會並に萬般の精神的事項の最高の源泉であつた。されば議院(parliament)も斯の事項に就て何等干渉をなすを得ず、教會會議院(convocation)より全く分離した。(註一〇) 上記の Provisors 及 Praemunire の二法令も十四世紀を通じて三度擴大確保するを必要とせるは寧ろ反羅馬的運動の失敗を證する。(註一一) 教會の裁判權を要求するは係争事件が宗教的なるもの例へば結婚、臨終の告悔に關聯する遺言、罪人の贖罪或は教會財産に關する如きもの、及係争事件當事者に教會員の存する此二理由に依つた。(註一二) 斯くて人は凡て教會員たると然らざるを問はず一方には教會法に従ひ他方には國法に従ふた。されば時に人は教會に従ひたるの故を以て國法の保護を剝がれ、又國法に従へるの故を以て破門せられた。茲に於てか教會國家の間の抗爭は畢竟二個の遵服の間の争であつた。然れども教會員にとりて二個の間にとるべき態度は最も明瞭のものにして、遵服の誓は先づ法皇に對



してとり王に對する此誓は寧ろ王の第一位土地保有者 (tenant in chief) の資格に於てか又は王により任命せられたる官職に對してなせるものである。彼等にとり法皇への義務は第一のものであつた。(註一三) 僧官の任命及教會裁判に加ふるに教會は課税権を有した。是等諸點を觀察する時吾人は教會の主張する自由の何たるやを知ると同時に教會は自由要求者の最大のものなりし事實を明にす。マグナ・カルタの第一章は "... by this our present charter confirmed for us and our heirs forever that the English church shall be free, and shall have her rights entire and her liberties inviolate..." (註一四) と規定するも亦宜なりとすべく、或は此處に云ふ英國教會がマグナ・カルタ制定の當時法皇に遵服せると否とを問はず教會は中世を通じて一個の社會にして國家に對し否寧ろ國家の出現に先立つ政治権力の行使者であつた。

次に中世紀的自由の要求者は都市である。「領主なくして土地なし」 Nulla terre sans seigneur なる原則を基礎とする封建社會及其土地制度に於て都市も亦何等かの義務條件を以て領主と保有關係に立つものである。故に都市の自由とは畢竟都市なる社會が一となりて王、教會又は他の領主より何等かの對償に依りて諸種

の特權及利益の獨占を意味する。完全の自由を有し行政上他の干渉を許さざる典型的なるものを大陸の Commune に於て見る事が出来る。更に其内容を檢せば Commune とは一の法人的資格を有し自ら王又は他の領主の自由なる從臣の關係に立ち又自ら領主たる事を得るものにして即ち seigneurie collective populaire である。(註一五)

斯る形式の都市が中世英國に存せしやは無論議論あるを免れない。(註一六) 又各都市の有する自由の内容に關しては多大の懸隔がある。然れども多少の消長はありしにせよ一一九一年以來自選の市長 (mayor) 及其他の役員によりて自治政治の行はれし倫敦は明に Commune であつた。(註一七) マグナ・カルタの承認せんとする自由は倫敦に止らず他の凡ての都市を意味した。(註一八) 然し是等は到底一律に論ずるを得ぬ。其自由とは裁判權、土地保有上の特權、商業上の利益及獨占權、或は必要なる律令を發し行政權を有するよりギルド・マーチャントの形成に至る迄其範圍は頗る廣汎のものであつた。(註一九) 其自由が是等の何れに該當するを問はず中世都市は地方的に相反目する經濟上及政治上の團體であつた。されば「經濟生活

の基礎は村落又は都市にありて國家になき點は中世經濟の根本的原則にして國家的政策より寧ろ都市政策は社會進展の主動力をなした。(註二〇)而して各都市は他郷人の排斥、徵金、復讐の權、競争に對する制限等の攻防の武器を以て獨立を克ち得んとした。之を *republique féodale* と稱するも亦至當であらう。(註二一)

註一、Figgis, *From Gerson to Grolius*. 20.

註二、Gerke, *Das deutsche Genossenschaftsrecht*. Maitland's trans: *Political Theories of the Middle Age*. 9.

註三、尤も法皇最高權説のみが *Omnia multitudo delivatur ab uno et ad unum reductur* なる觀念の必然的結論ではない。之を例へば神聖羅馬帝國の根本原理即ち基督教徒にとりての理想國家は地上に於ける神の王國の現出であるとする思想によれば基督が眞の帝國の元首にして法皇、皇帝は其直下の各自獨立せる精神、俗世二部の支配者なりとするが如きである。而して此故に「同一なる元首の下に二者が相反目するが如きはあり得べからず、二者互に扶助するによりて始めて基督教國の福祉は齎さる」。Byce, *Holy Roman Empire*. 104. 然れども斯くの如く二權力にして一帝國内に存在する時社會統一の要と權力の握柄の野望は遂に兩者の間の争を惹起し、之を教會の見地よりすれば宇宙統合の觀念は忽ち法皇最高權の主張となる。Figgis, *Divine Right of Kings*. 45.

註四、Tout, *Empire and Papacy*. 126.

註五、Pollard, *Evolution of Parliament*. 193-194.

註六、Stubbs, *Constitutional History of Engl.* 1. 309.

註七、Patterson, *Hist. of the Church of Engl.* 154.

註八、Stubbs, *Select Charter*. 9th ed. 161.

註九、Figgis, *Divine R. of K.* 319.

註一〇、Pollard, *Evolution of P.* 197.

註一一、A. L. Smith's article in *Social England*. 11. 147-148.

註一二、Pollock & Maitland, *Hist. of Engl. Law*. 1. 125.

註一三、Pollard, *Ev. of P.* 206.

註一四、McKeechie, *Magna Carta*. 191.

註一五、*Ibid.* 224. 中世に於て *commune* は此處に述べる嚴格なる意義の外に更に都市が何等かの自由なる地方政府を形成する場合をも指して用ひられた。G. B. Adams,

*Origin of Engl. Constitution*. Appendix III.

註一六、*Ibid.* 385 及 C. Petit-Dutaillis, *Studies and Notes supplementary to Stubbs's Const. Hist.* 1. 134.

註一七、Kate Norgate, *John Lackland*. 228.

註一八、*Magna Carta*. ch. 13.

註一九、Pollock & Maitland, *Hist. Engl. Law*. 1. 643-668.

註二〇、Lipson, *Economic Hist. of Engl.* 239.

註二一、E. Glasson, *Histoire du Droit et des Institutions de la France*. v. 15.

## 三

中世紀的自由の要求者は單に教會及都市に止らない。自由は又封建諸侯の要求するものであつた。其「自由」は自己の利益特權の擁護なると同時に其隸屬民の自由の無視である。此種自由の表明たるマグナカルタに就て見んに當時の僧侶は觀察して云ふ。「マグナカルタなる武器に依つて王を遇せる諸侯の態度と僥慢は世の同情王に集ると云ふ狀であつた。彼等は王に對して約條の忠實なる履行を要求し自らは其從屬者に負ふものゝ實行を拒否した。」(註一) 換言すればマグナカルタは諸侯の強大なる偉力の下に王をして封建制度に由因する諸侯の利益特權を容認せしめたのである。

ノルマン征服以後の英國社會は vill, hundred, county の如き地領的社會 (communitas terrae) の聯合状態より土地領有の貴族階級の權力下に地方的組織なる封建制度への變遷である。斯る社會團體の破壊は他方に於て小自由民階級の退廢及半隸屬的なる地方民の發生を惹起した。(註二) 或は中央政府の形式としての封建制度はノルマン征服に依て極端なる地方分散を防ぎ得たかは知れぬが土地制度及社會

組織としての封建制度は同征服以後益々促進せられ完全な發達を遂げた。(註三) されば時代の経過と共に英國の社會は此の土地制度の結果として自由土地保有者 (free holder) か ヴァレイン土地保有者 (villain) の何れなるか或は又自由民 (free men) か 非自由民 (unfree) の何れなるかに區分せらるゝに至つた。

何に準據して人はヴァレインにして隸屬的なりとなすや。自由保有者は土地保有條件が地代等なるにヴァレインたるは其條件が特種の勞役提供にあるを以てである。(註四) 特種の勞役とは其量及種類が不確實なるを意味するものにして、如何なる量如何なる種類の勞役を翌朝領主に依て課せらるゝやを前夕知らぬと云ふのである。(註五) 然れども若し吾人にして等しくヴァレインなる名稱を有するも更に嚴格なる意義の隸屬民を求めば非自由民なるヴァレイン即ち農奴を擧げねばならぬ。彼等はヴァレイン保有をなすのみならず彼等のヴァレインたるは同時に其身分 (status) なのである。彼等の人格は領主に屬し轉賣せられ、heriot 其他諸種の賦金を課せられ移住の自由を有せぬ。人一度此境涯に入らば單に自己の一生に止まらず子孫も此隸屬的身分より脱出するを得ぬ。(註六)



王の勢力微弱にして臣民との關係を直接ならしむる事を得ず之を支配し保護する能はざる時中間的なる諸侯の介在は已むなき處であらう。而して社會は封建的たるより以外に道がない(註七) 此制度の根本とする處は領主も土地保有者も共に義務を負ふものであつて、之所謂封建契約である。(註八) 然れども時代の推移と共に領主の側の義務は漸次無視せらるゝに至り從屬的土地保有者の義務のみが益勵行せらるゝに至つたのである。マクナルタの第三十四章はヴェレーンに對する領主の裁判權への王に依る侵入は領主の「自由」を毀損するものと規定する。蓋し裁判權は領主の特權の最も重大なものであつて之に依り其利益を擁護せるを以てある。茲に於てか領主の「自由」とは畢竟他の屈從隷屬を意味した。斯くて吾人は中世紀の自由なる觀念を得る。勿論此時代に於ても社會的階級や慣習又は法規の殻内に靜止するに肯せず之を脱出すべき何物にか自由の標識を求めなかつたではない。ウヰックリフの所論の如き第十四世紀末の農民反亂の主張の如き即ち之を證す。然れども中世紀の凡ての争闘を通じて人は斯る抽象的にして一般的なる自由の爲めに戦ひしにはあらずして其戦は教會、都市、封建諸

侯の如きある階級の自由の爲めであつた。(註九) 斯の自由の觀念は其處に一個の社會組織を形成し又政治權力の存在を表明して居る。

註一、 Petit-Dutellis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Const. Hist.* I. 134.

註二、 P. Vinogradoff, *English Society in XI Century.* 212.

註三、 W. H. Mckechnie, *Magna Carta.* 53.

註四、 土地制度の全體を觀察する時は其保有の條件の差異によりて六種を擧げる事が出来る。精神的義務に依る *Frankalmoin*, 軍役に依る *Knight service*, 特種なる軍務に依る *grand and petty serjanly* の二、地代に依る *free socage*, 及ツキレーンの六である。Maitland, *Const. Hist.* 25.

註五、 Vinogradoff, *Economic Journal* X. 308. *Growth of the Manor.* 206-207.

註六、 身分としてのツキレーン、土地保有者としてのツキレーンの間の區別に關しては Pollock and Maitland, *Hist. Engl. Law.* I. 358 以下及 Vinogradoff, *Villainage in England* 77. 参照

註七、 Maitland, *Domesday Book and Beyond.* 171. ノルマン征服以後の王の勢力微弱なりとは勿論言ひ得ない。然れども當時の王の勢力を以てしても直接民衆の保護を期するを得なかつた。「隷屬民の漸次的なる解放(従つて封建制度の廢退)は古來の地領的社會又は古代の自由に由來するに非ずして勞働階級の經濟的勢力の増大、勞役に代る金錢地代、自由なる主従間の同意、更に一般秩序の回復、中央政府の權力の増大に歸すべきである」。Vinogradoff, *Engl. Soc. in XI c.* 212-213. 此事實は他面に於て封建制度の存在

理由を語るものと云ふを得る。何となれば封建制度廢退の此機運に達せざる時代に於ては制度存在の必要を示すを以てある。此點は更に封建制度構成に至る經過に就て參照すべきである。Stubbs, Const. Hist. Engl. 1. § 69. Meiland, Const. Hist. 145.

註八、Adams, Orig. Engl. Const. ch. IV. Note C. "The Feudal Contract." 參照。封建制度は契約なりとするは同制度の起源なる恩惠關係(Precarium, Beneficium)と別個の問題なるを附言す。  
註九、D. G. Ritchie, Natural Rights. 78.

## 四

既述の如く封建制度の下に於て王の權利も領主の權利も之を確然と區別するは困難事であつた。王が其第一位土地保有者(Tenants in chief)に對して裁判權を有するならば領主も亦其下位にある土地保有者に對して等しき權利を有す。封建御用金(ads)(註一)を請求し得るは單に王のみならず領主に於ても同様である。王が罪人を罰し得る如く領主も亦其治安(Pace)が破られたるの故を以て所罰權を有す。要するに王の權利は他の領主の權利に比して其種類に於て異なるものにあらずして、唯王の場合に於て等しき權利も重視せらるゝを以て其程度に於て差異あるに過ぎないのである。(註二)而して王職(Kingship)も裁判權や官職と等しく所有せ

らるべき財産であつた。茲に於てか Dominium とは所有(ownership)を意味すると同時に支配(Lordship)をも意味した。(註三)されば「此封建學說の影響と英國が成文法に依らずして民族古來の慣習に従はんとする事實は中世紀に主權の學說の發達を妨げた。第十二及び十三兩世紀の法律家にとつて主權の如きは空虚なる言に過ぎなかつた」。(註四)斯くて中世英國の政治的特長を形成するは領主の支配權にして、之が實質を観察せんと欲せば勢い吾人は領主の Dominium に就て知る要あるべく、從て領主を中心として構成せらるゝ社會團體の制度組織に就て見ねばならぬ。而して之が觀察を進むる時、領主の私有財産的權利に依つて凡ての關係は律せらるゝを發見するのである。

「封建制度の特長はある階級が政治上經濟上に絶對專權を有し、此階級の斯る社會關係の基礎が契約にある點である。此契約は軍事、政治及經濟上の義務を發生し、マナー(Manor)の組織に依つて凡ての關係は支持せらる」。(註五)封建制度とマナーの關係斯くの如し、當時經濟生活の單位なるマナーは同時に領主の財産管理の組織であつた。此點より見たるマナーの性質は當然個人主義的のものである。然

れども尙ほ穿細に觀察せば非個人主義的なる古來の共存制(communalism)的諸制度がマナーの組織の間に存在する。耕作組織に於ける開放地制(Open-field system)の如き或はvillの如き又は權利義務の主體たる法人的Villata又はtownshipの存在の如きである。(註六)時にvillは必ずしもマナーと一致せざるも、多くの場合に合致す。即ちbaronial villである。然らば此自由なる古代共存制の殘壘は個人主義的私有財産的なるマナーの組織と相容れざるか。吾人の間はんとする領主の政治上並に經濟上の權力も絶對にして専らなるを得ざるか。

由來村落共存體(village community)とは開放地と不可分の關係を有し、各人の耕地は其隣人の經濟と相交渉する如く配布せられ、村落組織の根本は各戸の利害を主とせず開放地に於ける諸種の狀況、利害を中心として決せられた。(註七)試みに村落の狀況を見よ。一群の村民住宅を核心とする圍籬なき即ち開放地が存する。全耕地は二部或は三部に分割せられて輪裁され、其各部は夥のstripsに細分され一人の持分は全面積に他人の持分と混交して散在する。マナーの耕作組織は即ち之なのである。

而して斯る耕地は收穫後は直ちに村民の放牧場となり、更に草原(meadow)牧場(pasture)森林(wood)荒地(waste)等の牧草收穫後の又は四季を通ずる共同放牧に、或は燃料用材其の他の共同收役の爲めに存するは亦明白に共存制的制度の存在を證明する。斯くて、村落は單に各人個々の獨立生活をなす村民の集團にあらずして各村民の生活は經濟的に密接なる關係を有し共同的である。(註八)共同使用權の存在、耕地のstripsの混交に依る共存制的配布、更に耕作方法及時期の共同的なる決定は悉く開放地農業の特長にして村落共存體の遺跡である。

依之觀之、個人主義的にして隷屬的社會關係の原因をなすマナーの組織は自由なる共存制と並立す。之を耕作上に見るに耕地持分の混交の如き耕作上の時間空費の點よりするも財産管理の方策として不適當なるべきは言を俟たない。然るに此農業組織がenclosureに依り其組織及社會關係に大變改を齎せるまで唯に英蘭土のみならず歐洲の各地に風靡せるは何に依りしか。之れ蓋し村民耕地配布上に平等を期する至當の方法なりしと、村落は共同團體にして之が其各員に勞作すべき部所を割り當てたる結果なりしを以てである。開放地制は即ち當時社會

の必要に迫られたるものであつた。(註九) 縦令之がマナアと合體するも此兩者は本來不可分のものでない。マナアの存せざる所、マナアの發生せざりし時代に尙ほ開放地の存在するは之を證して餘りある。要するにマナアの組織は兩面を有し村民の利益を考慮すると同時に領主の爲めの役務の強制と貢獻の徴集の機關たる *Township* と私有農場の合併せるものである。(註一〇)

更に牧場、森林荒地等に對する共同權 (*Rights of common; Communal rights*) とは何ぞや。換言せば共同使用に供せらるゝ土地は使用者の總體に屬し、領主の私有財産權を否定するか。假に然りとせば使用者の一團は法人的なる團體なるか。是等諸點を透究する時、吾人は共存制的色彩の消散して領主の私有權のみ社會關係の全體を主宰するを看取するのである。共用權の實體を検するに當つて吾人は村民中の自由土地保有者と然らざる *Villein* を區別するを要する。何となれば前者の權利はマナアの組織に依つて何等影響をうけざるも後者はマナアの經營と密接の關係を有し別個の立場にあるを以てである。王の裁判所は領主に依る自由保有者の權利侵害を保護する。然るに *Villein* は自己の利益に就て領主と法廷に

抗爭する手段を有せぬ。されば一見等しき共用權も領主の目を以てすれば兩者の間に其内容を異にせねばならぬ。

共用權に就て後代の法律は *Common appendant* と *Common appurtenant* に二分す。前者は自由保有に附屬し、ある一定の家畜を共用地に放牧するを内容とし、後者は長期使用の慣例より或は領主の特許の結果發生する權利である。(註一一) 而して後者は *Villein* の有する所にして、更に *Common appendant* の「一定の家畜」以外の放牧の場合に自由保有者が有する。今前者即ち自由保有の權利に就て見ば共用權は共存制と何等關係なく封臣封地 (*feodment*) に起因する土地保有附屬の個々の權利たるを知る。更に自由保有者の間に共存制の存在を認め得ざるは彼等は全然 *Township* の圏外にある一事である。(註一二) *Township* は *Villein* に依つて構成せらるゝ團體である。

數に於てマナア内の自由保有者は *Villein* の多數に及ばぬ。此多數なる *Villein* に依て構成せらるゝ *Township* 或は *villata* なる社會は法人的外觀を呈する。蓋し耕作に於けるが如く其經濟は各員密接の關係を有し、又領主が土地關係の異動、



裁判事務を所理せるも、又地代、勞役、裁判出頭(assize)を課したるも各員連帶責任を有する此一團に對せるを以てある。(註一三)更に township は公の義務を有した。課税金全額を負擔して之を各員に割り當て、警察事務を所管し、又 hundred, county 裁判、巡廻裁判(circuit court)に代表者を出頭せしめて事件一切を陳述した。僅少の例の場合合なれども時には一定の金額に依つてマナーの管理上の請負(tarmins)をなした。(註一四)是等諸點は如何に township が共存制にして又法人的なるかの外容を示す。然れども窮局する所自由保有人と等しくツァレーンの住する家屋、其耕地、持分、及放牧權は悉くツァレーンなる保有關係に起源し個々の權利である。「彼等の共用權を有するや、そは彼等が ツィの住民たるが故にあらずして彼等の土地保有に關聯して特許に依る附屬物(appurtenance)なるが故である」。(註一五)又 ツィ内に起れる事件に關して township の各員は連帶の責に任じ、一員の怠惰其他に起因する損害は全體が賠償の任に當る。然れども township は共用の財産財源を有しないのである。全體が賠償の責に任ずる時、全體は直に個人の集團となり各員は個々に賠償を分擔す。斯くて township も財産共有の團體にあらず、個々の權利を有する個人の集團である。(一六)

註一、 aids とは從臣即ち土地保有者が領主の緊急時に納むる任意的獻金なりしが漸次封建義務として確定的のものとなつた。 Grandville は領主の長子のナイトせらるゝ時、長女の結婚の時の二場合を擧ぐれどマグナ・カルタは其第十二章に於て王に對する此種獻金は上記の二場合の外に王の捕獲に對して償金を支拂ふ場合を規定す。 M. Kechanie, Magna Carta. 65. 232.

註二、 Pollock and Maitland. i. 512.

註三、 Ibid. i. 230. v. Maurer, Mark, Hof, Dorf, und Stadt-Verfassung. 226-228.

註四、 Figgis, Divine Right of Kings. 30.

註五、 Vinogradoff, Engl. Sec. in C. XI. 471.

註六、 Manor と vill は嚴然と區別せらる。前者は領主と土地保有者を結束する所有權上及び相互的義務上の複雑せる構成物なるに後者は財政上及び警察事務上の地劃單位である。近代用語を以てすれば前者は私法上の單位なるに後者は公法上の單位である。 P. and M., i. 606-608. 更に vill を township の區別は即ち villa を villata の區別にして前者は上記の如く地劃上の單位なるに後者は住民より組織せらるゝ一體を指稱するのである。 Ibid. i. 563.

註七、 Vinogradoff, Historical Jurisprudence. i. 340. The Growth of the Manor. 166.

註八、 P. and M., i. 563.

註九 Vinogradoff, Village in Engl. 400.

註一〇 Vinogradoff, The Growth of the Manor. 307.

註一一 P. and M., I. 621. Vinogradoff, Vill. in Engl. 265.

註一二 P. and M., I. 623-624.

註一三 The Gr. of M. 304.

註一四 Ibid., 320. 斯る場合に於て吾人は township は完全なる *communitas* にして共存體の財産 (*communal property*) を有し又自治政府を成立するものと見る事が出来やう。Ibid., 321. Vill. in Engl. 360. 然し斯る場合は稀であつた。茲に注意すべきは *communitas* は凡ての場合に法人 (*corporation*) と解すべからざる事である。蓋し法人たる都市の如きも又全體より觀察して法人たらしりし *township*, *hundred*, *county* の如きも等しく *communitas* と稱せらるゝを以てある。P. and M. I. 494-495.

註一五 Ibid. I. 629.

註一六 Ibid. I. 630.

五

領主の所有權及支配權はマナーの組織を骨子として此組織内に包擁する凡ての社會關係を律するや。吾人は此間に發して一見其私有財産權に反する開放地制、共同收益地 <sup>三</sup>なる古來の地劃制及 *township* 等の實質を検するに及びて外容的

なる共存制は消散するを見た。而して殘留するは領主を中心として個人主義に基礎を置く社會の構成である。之即ちマナーにして其社會を律するは土地保有關係で領主の所有權は凡ての根源である。或は論じて封建制度の本則よりすれば領主の所有權と稱するも畢竟上位の領主よりか又は最終に於ては最高の領主たる王より封せられたる保有關係に過ぎんとせん。然れどもマナーの包含する諸種の關係は領主の所有權を是認して始めて説明し得るのである。或は又封建制度の根底は獨立せる個人間の契約に由來すとなすかも知れぬ。然れどもマナーの關係は封建法の解釋する處に従へば領主の私有權的にして絶對排他的なる所有權に歸すべきである。(註一)

領主の下には自由たると然らざる二種の保有關係の成立するは既に見た處である。又マナーは多くの場合に *vill* と合致するが故に其耕地も既述せる開放地制と同一なるべきは言を俟たぬ。されば保有關係の立場より全耕地を觀察せば領主の耕地なる領主所領 (*Tenement*)、地代に依り保有せらるゝ *socage* 即ち自由保有の耕地、及勞役提供に依り保有せらるゝ *villein* の耕地 (*villanagium*) の三種に區別

する事が出来る。而して領主所領は全部又は一部ヴァレインに依つて耕作せられ是等三種の耕地は決して獨立する事なく *stripes* に依り混交するは既述の如き共同耕作の必要よりである。(註二) 斯る農業制度の下に於て領主に對する従たる保有者の權利關係は如何なるべきか。ヘンリ二世治下のクラレンドン布令 (*assize of Clarendon*) は自由保有者の保有權を王の裁判權を以て保護した。(註三) 此規定に従ふ時吾人は土地は其保有者に屬するを思はしめらるゝも遂に事物の一端に過ぎずして全般の觀察は領主の權利の他を排するを見る。(註四) 如何に其權利を主張するも自由保有も亦ヴァレイン保有の如く封臣封地 (*feoffment*) の關係に還元せらる。土地保有關係は由來封臣關係たる臣事 (*homage*) と忠節の誓 (*fealty*) に相伴ふものにして之に發する主従の關係 (*vassalage*) は神聖視せらるゝものである。(註五) されば領主に對する反逆は封建的罪惡なる *felony* を構成し領主に對し其保有地の沒收 (*forfeiture*) 及封臣封地者への復歸なる *escheat* の理由を與ふ。又土地保有條件の不履行即ち地代滞納の場合の如き領主の救濟手段としては王の裁判所封建裁判所に依る判決或は保有者の所屬物押收に訴ふるを得れども、又最後手段として領主

の土地沒收權を是認す。(註六) 更に封建制度發達の由來に起因する原則は土地の領主に本來的に所屬すること説明す。該制度創始の期に於て土地保有は領主の意思の儘に或は一定期間契約に依り存廢せられて之を *Precarium* と稱し、後代生涯間の保有を認めて *Beneficium* とし、遂に相續を許容して *Feodum* となれりとせらる。(註七) されば此事實は保有者相續人の斷絶と共に保有地は當然領主に復歸する前述の *escheat* を生じ、相續人未成年なる時其成年期まで領主は其保有地に収益する *primer seisin* なる權利を有せしめ、又成年相續の場合に賦金 *relief* を課せしむ。是等領主の諸權利は更に *wardship* 及 *marriage* と共に封建附帶權利 (*feudal incidents*) と稱せらる。(註八) 保有者よりすれば是等の義務たるは無論である。前者即ち *wardship* は未成年保有者が武器をとること得ざるの理由に依り領主は保有地より収益をなし、保有者の將來を領主の利益に反せざる如く確保す。(註九) 後者即ち *marriage* は由來保有者の女子相續人が領主の敵に結婚するを禁ずる領主の權利に發して遂に女子を土地附隨のものとして最高の價を之に對して支拂ふものに賣る形式をとるに至つたものである。(註一〇) 又保有者が其保有地を他に移讓せんとする

時は當然領主の承認を得るを要すべく新保有者は領主に對して一定の料金(*mes for alienation*)を納めた。(註一) 凡て是等の制度は悉く自由保有地の優透の所有權(*Dominium emens*)は領主の手中にあるを物語る。(註二)

自由保有にして既に斯くの如し、*ヴァレイン*保有の如何に不確實不安定のものなるかは多言を要せぬ。王の裁判權は其身體生命に關する危害を除き領主に對抗すべき*ヴァレイン*の權利を全然認めぬ。身體の自由既に領主に屬すと解せらる。況や其土地保有其他の保有物に對する權利に於てをや何等の主張何等の救濟手段を有せざるは當然である。其剝奪沒收に對して合法的の矯正の途がない。更に彼等生計の重要な源なりし牧場荒地等の領主に依り閉鎖せらるゝや自由保有者は法廷に領主と極力抗爭せるも、彼等*ヴァレイン*は其決裁を農民反亂にとり他に途なかりしは最も適切に此間の事情を説明す。

森林牧場荒地等の共用地に對して有する村民の權利が個々の土地保有に附屬するものなる事は既述せるが如くである。されば是等土地の終局の所有權も亦領主にあるは見易き處である。此種土地の存在が如何に村民の生活と利害密接なりしと雖も、一度時の推移と共に其利用の利益多きを看取せば法の解釋上の權利を主張すべきは當然のみ。而して古來の村落慣習たる共用地使用に對抗するの必要上領主は其使用に料金を課し又構籬(*enclosure*)及荒地耕作の權利を確保し以て領主の私有權の存在を明瞭ならしめた。(註一三)やがて領主の方策の構籬の一端に向ふや紛争間斷なく遂に一二三五年及六年の*マートン*律令(*Statute of Merton*)は自由保有者に其保有關係に附屬する相當の牧場を残さば領主の自由所分を認むる事を規定し、更に一二八五年の第二*ウェストミンスター*律令(*Stat. Westminster, II*)は此點を確保した。(註一四)是等律令以前に領主は斯る權利を有せしや否やは議論を免れぬ。然も領主は此漠たる權利を是等規定に依て確保した。爾後農民の主張は*マートン*律令の定むる「相當の牧場の範圍如何に集中せられた。(註一五)

註一、*Vinogradoff, Growth of the Manor. 308.*

註二、*Strip*の混交の状態は或は一様に論ずるを得ぬかも知れぬ。即ち時には一團に集中せる事もあつた。*Ibid. 330.*

註三、之所謂 *novel disseisin* の場合にして保有者の占有權の王の裁判權に依る保護にして更に *Grand assize* は保有者の所有權(*proprietary rights*)を保護するものとせらる。然れ



ども後者も亦實質は自由保有者の占有權 *seignioria* の保護である。Pollock and Matland. 1. 147.

註四 Ibid. 1. 355.

註五 Ibid. 1. 296-297.

註六 Ibid. 1. 352-355. Growth of the Manor. 308-309.

註七 Georg Waitz, Deutsche Verfassungsgeschichte. V. 5-8. Hans Volkmann, Precarie und Beneficium. Vierteljahrshrift für Sozial- u. Wirtschaftsgeschichte. XVI.

註八 McKeehan, Magna Carta 59. 以下參照

註九 Ibid. 61-62.

註一〇 Ibid. 62-63.

註一一 Ibid. 65.

註一二 Growth of the Manor. 309.

註一三 Ibid. 311.

註一四 Bland, Brown, Tawney, Engl. Economic Hist. Select Documents 87. Villainage in England. 272-275.

註一五 此種土地の封建法的解釋と村落慣習の間の衝突と之に従ふ村落の慘狀に就ては R. H. Tawney, The Agrarian Problem in XVI Century. 244. 以下參照

六

斯く土地は全く個人主義的基礎の上に立ちマナー内の諸權利關係は之を根本と

して解釋せられ、從て人事亦此處に發して領主に對する村民の從屬關係を構成した。而してマナー裁判所 (manorial court) は此關係を強要し一切の事務を所理する機關であつた。(註一) 之領主の裁判權にして其有する特權 (immunity) の最大のものである。ノルマン征服後歴代の王の政策は略王を以て裁判の源泉たらしめんとした。然も此政策は事毎に私的にして特權的なる領主の封建裁判所と衝突した。

由來領主の裁判權及其他の特權は主從の關係 (vassalage) 及土地保有關係 (tenure) と共に封建制度の要素となす事が出来る。(註二) 而して領主が裁判權を有するは二個の理由より發するものとなすべく、一は領主が其保有者を有するの故を以て、他は領主が王より或る種類の事件に對する依託を受けたるの故を以てである。(註三) 土地保有關係は領主に對して其保有者の上に裁判權を齎すとの原則にして完全に行はれんか中間領主 (mesne lord) の數に應じて裁判所の存在を見るべきである。然れども僅少の例を外にして封建裁判所はマナー裁判所と一致す。即ち此マナー裁判所の保持こそは領主 dominus なる言語の二義たる所有者たると同時に支配者たる入の二重の地位を説明する。(註四)

此封建裁判權の事實と共に吾人は又王の裁判權が絶へず此處に侵害せんとした事實を看過する事が出来ぬ。而して同時に如何に諸侯が之を以て彼等の自由の毀損として抗争したかを見ねばならぬ。殊にヘンリ二世は裁判に附隨する利益を收めんとて二個の令狀制度 writs of right 及 writs Praeipie を設けて自由保有に關する爭議を王の手中に掌握せんとした。(註五) マグナカルタの第三十四章は是等令狀に依り自由民の裁判權の剝奪せらるるなかるべきを規定す。諸侯に依る此要求は既に中央集權的なる政治組織に反する封建的同條章を通じて最も非進歩的のものであつた。(註六) 此事實は諸侯が其裁判權を維持するに如何に執拗であつたかを物語る。自由保有の審議判決にして斯くの如し、ヴァレイン保有は例外なく悉くマナ<sup>ナ</sup>裁判所の司管に屬し、王の判官は之に一指をだに染むるを得なかつた。されば王は裁判の唯一の淵源なりとの原則は此時代に到底當て嵌むべくもなく、地方人口の大部分は其蒙れる害惡の矯正に對しては自己の所屬するマナ<sup>ナ</sup>の法廷に頼るより他に手段はなかつた。如何に township なる小社會が自由なりし古來の共存制的慣習を主張せんとするも再び王の勢力の來て之を保護するは數世紀の後である。(註七)

耕作の組織 township の制度等幾多古來の共存制的組織の存在はマナ<sup>ナ</sup>の發達と村落共存體との間に密接なる關係の有するを疑はしめぬ。唯ノルマン征服後封建制度の普遍と共に共存制的諸制度がマナ<sup>ナ</sup>内に包含せらるる、時社會組織は領主の私權に發し政治的保護又領主の手中に陥りて其支配權を構成す。斯くて吾人は略、領主の所謂 Dominium の何たるやを知つた。又斯る制度の下にある領主が其自由を要求せんとする時其自由なる觀念の何たるべきかも亦觀察した。

スタツプス及其他がマグナカルタを指して民衆の自由及權利を確保せるものなりとせる説は今や全く支持するを得ぬ。(註八) 既に幾度か例證せる如く同條章は當時に於ける社會制度及慣習の要求にして諸侯の利益を保護せるものであつた。若し一般民衆殊にヴァレインの利益を云々する事あらば、そは領主の資産として保護せられたるものにしてコンモン法すらもヴァレインを領主任意の保有者(者)

nant-at-will)とした。彼等はマナーの慣習として何等かの保護をマナー裁判所に於て受けたりと雖も然も領主の恣なる意思に依つて逐放せられ其土地は剝奪せらるべきものであつた。(註九) 何故にチヌドル王朝殊にヘンリ八世の下に凡ての支配権は中央的なる王の傘下に集中し茲に英國は近世國家の形體を具ふるに至りしか。問題は此間の消息を最も明白に説明するのである。或は王の個性に歸すべく或は宗教改革運動の影響に歸すであらう。然も中世紀を通ずる所謂「支配の缺陷」(lack of governance)は絶へざる内亂騷擾の原因となり秩序を維持し得べき強力なる王権ほど一般社會にとりて緊急なるものはなかつた。(註一〇)

「中世の歴史は政府と無政府との間に於ける争闘であつた。法皇廳の所説に従へば俗世的政府は眞なる支配者への服従を否定して遙か低き權威の存在を強ふる無政府的勢力にして、又一般政治家の目を以てすれば凡てを抱擁する法の體系の最高權威を拒否するは一方に王の廢位僧侶の特權を要求する教會と他方に封建諸侯私的裁判權都市等である」。(註一一)斯る社會の組織斯る政治權力の分散を基礎として、又斯る制度の齎す缺陷不利より脱せんとして幾多の議論學説がなかつ

たではない。然し是等は本稿の目的外にある。中世紀に於てオースチンの主權説は存在するを得なかつたと云ふのが本稿を通ずる主題である。

註一、マナー裁判所は土地保有に關し細則を制定し之を強制し、犯則は土地沒收を罰せられた。 Pollock and Maitland, I. 590.

註二、Maitland, Const. Hist. 143. 領主の特權は裁判權の外に課税よりの免除、課税權、個人的勤務の免除、及森林法より免除を掲げ得やう。 Pollock and Maitland, I. 574-575.

註三、Ibid. I. 571.

註四、McKechnie, Magna Carta, 79. 十三世紀の終りに至つて封建裁判所は其職權の差より三個の名稱を得るに至つた。即ち自由保有者の民事争議を決すべき Court Baron、ヘレーンの刑事にあらざる事件を決する Court Customary、及輕罪を所決すべく Court Leet である。

註五、Writs of right は裁判所の所有者に罰を以て正當なる判決の下されん事を命令し、Writs praecipe は係争の土地又は物品を原告に提供すべきを命じ被告にして之に服せざらんか事件は直に王の裁判に移る結果を齎すものである。

註六、McKechnie, 350.

註七、H. J. Laski, "Early History of the Corporations in England" in his "Foundations of Sovereignty," 183.

註八、Stubbs, Const. Hist. I. 570-571. マグナ・カルタを以て國民自由の根本の法則なりとするは要するにスチュアート王に對する議院派の始めて之を發見し以て自己の利

益の爲めにせんとしたものである。従つて其説明も亦國民自由なのであつた。  
Pollard, Henry VIII. 35. footnote.

註九、McKechnie, 118-119.

註一〇、Pollard, Henry VIII. 32-33.

註一一、Figgis, Divine Right of Kings. 228.

大正一三、三、一一

### リカルドオの地代論 (三)

小泉 信三

#### 十二

Ricardo が穀法論争より受けたる刺戟は其の Malthus に與へたる書簡に其反映を示せり。一八一四年に入りて、此の二大經濟學者間の論争は、通貨の外國爲替に對する影響なる「舊問題」より轉じて、穀物關稅の影響なる當面の問題に移り、而して他の幾多の場合に於けるが如く、此問題に就ても亦 Ricardo と Malthus とは其所見を殊にする所ありたり。論争點は穀物關稅の結果たる食料品の騰貴の資本利潤に及ぼす影響に係れるなり。既に三月八日 Ricardo が其友 Hutches Trower に與へて自己と Malthus との見解の相違を報じたる書簡に由て觀れば、兩者は俱に資本と其用途との關係變動して、前者に對する後者の比例増大する時は利子騰貴し、其反對の事行はるる時は利子下落することを認むと雖も、Ricardo は資本に對する資本